入　札　説　明　書

交　通　安　全　教　室　等　業　務　委　託

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

令和３年２月２８日千葉市公告第　　号により公告した「交通安全教室等業務委託」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　競争入札に付する事項

（１）件名

交通安全教室等業務委託

（２）委託内容

千葉市内各所における交通安全教室等の実施

ア　市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等に出向して行う教室の実施

イ　高齢者等に対する教室の実施

ウ　花見川緑地交通公園において行う教室の実施

エ　発注者から特に指示された団体等に対する教室の実施

オ　アからエまでに掲げる教室の企画立案、募集、関係団体との連絡調整、その他教室の実施に必要な事項

カ　春・夏・秋・冬の各季交通安全運動に付随する行事への参加

キ　発注者が受注者に貸与した物品の管理及び修繕

ク　その他委託業務の実施に必要な事項

（３）委託期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

（４）委託場所

千葉市内各所

２　競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和２・３年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）第３条又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第５９条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ 当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名

停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（３）過去５年以内に同種及び同規模の業務委託を履行した者であること。

（４）千葉市内に本店を有するもの。

（５）個人情報の取扱いについて、次のいずれかの措置を講じているものであること。

ア　一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得していること。

イ　個人情報の保護に関する内部規程が整備され、従業員に対する教育研修等が行われていること。

ウ　その他個人情報保護のための対策を講じていること。

３　入札参加資格確認申請書の提出

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期間　公告の日から令和４年３月７日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで。）

（２）提出場所　千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

（３）提出方法　持参

（４）確認通知　令和４年３月１４日（月）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。

４　質問回答

（１）当該業務の仕様に関する質問

ア　質問方法

令和４年３月７日（月）までの間に、後記９の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メール、ＦＡＸ又は持参にて提出すること。

イ　回答

令和４年３月１４日（月）までに回答する。

（２）その他、申請書の提出・入札手続等に関する質問

執務時間内において、随時、後記９の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

５　入札手続等

（１）入札・開札の日時及び場所

日時　　令和４年３月１６日（水）　午前１１時００分

場所　　千葉市役所８階　市民局相談室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

（２）入札方法

入札者は、原則として、前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書及び後記（４）ア「積算内訳書」を、商号又は名称及び入札件名を記載した中封筒に入れて密封の上、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記９の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

（３）入札書に記載する金額

入札金額は、１年当たりの年額（１２か月分）を記載すること。

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、単位当りの価格の場合は端数処理を行わない。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の税抜き金額を入札書に記載すること。

（４）　入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア　積算内訳書（後記（６）の落札候補者のみ提出）

イ　委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ提出）

（５）入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第８条に該当する場合は、免除とする。

（６）落札者の決定方法

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第 16 条の規定に該当する入札

６　開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

７　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者、初回の入札で無効とされた者又は、最低制限価格を設けた入札において、初回の入札価格が最低制限価格

を下回った者は参加できない。

8　契約の手続等

（1）契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。

（2）契約書作成の要否

要。

（3）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（4）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記９の契約事務担当課で閲覧できる。

9　契約事務担当課

〒２６０－８７２２　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
電話　　０４３－２４５－５１４８
ＦＡＸ　０４３－２４５－５６３７
e-mail　　chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

10　その他

（1）契約締結について

この入札及び開札により落札者が決定した場合には、当該落札者は速やかに契約締結の手続きを行うものとする。

（2）契約締結は、この委託業務に係る令和４年度予算の成立を条件とする。

11　添付資料

（1）入札の心得
（2）契約書（案）
（3）仕様書
（4）入札参加資格確認申請書
（5）入札書
（6）委任状
（7）入札辞退届
（8）質問回答書